

下館・結城都市計画地区計画の決定（桜川市決定）

都市計画長方地区地区計画を次のように決定する。

名 称	長方地区地区計画									
位 置	桜川市長方、中泉の各一部									
面 積	約35.0ha									
地区計画の目標	<p>本地区は、桜川市北西部に位置する地区であり、北関東自動車道桜川筑西インターチェンジより西方約1キロメートルに位置するとともに、一般国道50号及び一般県道東山田岩瀬線の広域幹線道路に隣接し、広域交通利便性に優れた位置にあるため、この交通環境を活用した新たな産業及び交流拠点の形成を目指している。</p> <p>このため、現在の長方工業団地としての機能を維持しつつ、加えて多種多様な産業施設の立地誘導を促進するため、敷地や建築物等の規制及び計画的な誘導等を図りながら、複合産業団地としての形成を図っていくことを目標とする。</p>									
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>多様な産業施設の立地を誘導し、複合産業団地の形成を実現するため、「建築物の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。また、今後ともこの機能形態の維持を図るものとする。</p>									
土地利用の方針	<p>複合産業団地の形成を図るため、4つのゾーンに区分し、次のように土地利用の方針を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工業ゾーン 既存の工業立地の集積を活かし、工業系市街地を形成する。 ●沿道産業Aゾーン 本地区の交通利便性を活かし、一般国道50号と一般県道東山田岩瀬線との交差部に、沿道立地型の新たな産業市街地を形成する。 ●沿道産業Bゾーン 本地区の交通利便性を活かし、国道50号の沿道部に、沿道立地型の産業市街地を形成する。 ●複合産業拠点ゾーン 本地区の交通利便性を活かし、かつ、まとまった一団の土地の利用を活かして、本地区の中核を担う拠点性の高い新たな複合産業市街地を形成する。 									
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	工業ゾーン	沿道産業Aゾーン	沿道産業Bゾーン	複合産業拠点ゾーン				
	地区の面積		約5.2ha	約2.2ha	約4.8ha	約22.8ha				
	建築物に関する事項	建築物の用途制限	<p>次の建築物を建築してはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">1. 畜舎</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">1. 住宅 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">1. ホテル又は旅館 2. 畜舎 3. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 別紙 ① 参照</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">1. ホテル又は旅館 2. 畜舎 3. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 別紙 ② 参照 4. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 別紙 ① 参照</td> </tr> </table>				1. 畜舎	1. 住宅 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎	1. ホテル又は旅館 2. 畜舎 3. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 別紙 ① 参照	1. ホテル又は旅館 2. 畜舎 3. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 別紙 ② 参照 4. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 別紙 ① 参照
	1. 畜舎	1. 住宅 2. ホテル又は旅館 3. 畜舎	1. ホテル又は旅館 2. 畜舎 3. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 別紙 ① 参照	1. ホテル又は旅館 2. 畜舎 3. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 別紙 ② 参照 4. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 別紙 ① 参照						
建築物の敷地面積の最低限度		500 m ²	3,000 m ²	—	3,000 m ²					
適用の除外	<p>1 建築物等に関する事項のうち、「建築物の敷地面積の最低限度」の規定に関しては、本地区計画に係る都市計画決定の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、適用を除外する。</p> <p>2 公共公益上必要な建築物等で、市長がやむを得ないと認めた場合は、建築物等に関する事項の適用を除外する。</p>									

「区域は計画図表示のとおり」